

『淮南萬畢術』 詠注 (七)

九六

〔原文〕

削冰令圓、舉以向日、以艾承其影、則火生。〔太平御覽〕七百三十六。按今『淮南鴻烈解』天文訓「陽燧見日、則燭而爲火。」高誘注「陽燧、金也。取金杯無緣者、熟摩令熱。日中時、以當日下以艾承之、則燃得火也。」『華嚴音義』一引許慎注云「陽燧五石之銅。精仰日則得火。」『太平廣記』一百六十一引許慎注云「陽燧五石之銅。精圓而仰日則得火。」据此則高許所注『淮南』、以陽燧取火、無削冰之說。此『內書』與『中篇』所紀不同。疑莫能明也。至王充『論衡』率性篇云「陽燧取火於天。五月丙午、日中時、銷鍊五石、鑄以爲器、摩礪生光。仰以向日、則火來至。」與『御覽』引『萬畢術』方諸取水之法同。此條未詳時日。疑『御覽』引不全。

〔書き下し〕

(注) 氷を削りて円とせしめ、挙げて以て日に向かはしめ、艾ももを以て其の影を承くれば、則ち火生ず。

有馬 卓也

・『太平御覽』七百三十六。按ずるに今『淮南鴻烈解』天文訓に「陽燧①は日を見れば、則ち燭ももして火を為す」と。高誘注からしむ。日中の時、金杯の縁なき者を取りて、熟摩して熱ば、則ち燃えて火を得るなり」と。『華嚴音義』一に許慎注を引きて云ふ「陽燧は五石の銅。精にして日を仰げば則ち火を得」と。『太平広記』一百六十一に許慎注を引きて云ふ「陽燧は五石②の銅。精円にして日を仰げば則ち火を得」と。此れに据れば則ち高・許の注せし所の『淮南』は、陽燧を以て火を取り、氷を削るの説なし。此れ『内書』③と『中篇』④と紀す所同じからず。疑ふらくは能く明らかにするなけん。王充に至りて『論衡』率性篇に云ふ「陽燧は火を天に取る。五月丙午、日中の時、五石を銷鍊⑤し、鉄もて以て器と爲し、摩礪して光を生ぜしむ。仰ぎて以て日に向かはしめば、則ち火来り至る」と。『御覽』の引きし『萬畢術』の方諸水を取るの法と同じ。此の條未だ時日を詳らかにせず。疑ふらくは

『御覽』の引きしは全たからざらん。

〔注〕

- ① 火を生み出す道具。水を生み出す方諸と対で語られる。方諸については、四に「方諸は水を取る。」として既出。
- ② 五種類の鉱石。丹砂・雄黄・白凡・曾青・慈石をさす。
- ③ 現行本『淮南子』をさす。
- ④ 『内書』二十一篇・『外書』とともに『漢書』劉安伝が示す劉安編の著作『中書』八篇をさす。
- ⑤ 金属などを溶かして練り鍛えること。

〔現代語訳〕

(注) 水を円形に削って、それを太陽に向け、艾にその陽光をあてれば、艾に火がつく。

〔補〕

- 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、削冰令圓、拳以向日、以艾承其影、則火生。」
- 『淮南子』天文訓「陽燧見日、則燠而為火。」高誘注「陽燧、金也。取金杯無緣者、熟摩令熱。日中時、以當日下以艾承之、則燃得火也。」
- 『一切経音義』二十一「如鑽燧(淮南子曰、陽燧見日、則燠而為火。方諸見月、則津而為水。許叔重曰、陽燧五石之銅、精仰日則得火。方諸五石之精、作円器以似仰月則得水。燧又作鑿也。)」

○ 『太平広記』一百六十一(感応・五石精)「淮南子云、陽燧見日、燠而為火。方諸見月、津而為水。注云、皆五石之精。陽燧円以仰日、得火。方諸巧而向月、得水。又云、陽燧之取火於日、方諸之取露於月。」

○ 『論衡』率性篇「陽燧取火於天。五月丙午、日中之時、消鍊五石、鑄以為器、磨礪生光。仰以向日、則火來至。」

◇ 水をレンズ状に削って太陽光を集め発火させる科学系である。
 ◇ 本条は『博物志』四(范寧『博物志校証』(明文書局、1981)による)に「冰を削りて円とせしめ、挙げて以て日に向はしめ、艾を以て後に於て其の影を承くれば、則ち火を得。」(『芸文類聚』九・『白孔六帖』三・『太平御覽』六八ほか所収)とほぼ同文が見える(校証により「木」を「冰」に、「成」を「承」に改めた)。

◇ 本条をどういう根拠で葉德輝が「有注無文」に分類したのが判然としない。葉德輝注から推せば、「陽燧」に関する(文)の(注)として本条を見ていたことであろうか。しかし、既に四において「方諸」に言及しており、その(文)と(注)の関係から、本条が「陽燧」を(文)とする条の(注)とは考え難い。本条が(文)であった可能性は十分にある。

九七

〔原文〕

取門冬・赤黍・薏苡爲丸、令婦人不妬。(『太平御覽』七百三十六、又八百四十二。)

〔書き下し〕

(注) 門冬①・赤黍②・薏苡③を取りて丸と為せば、婦人をして妬せざらしむ。

・『太平御覽』七百三十六。又八百四十二。

〔注〕

① 麦門冬(ジャノヒゲ)の略称。

② もちきびで穂が熟すると赤色になる種のもの。

③ ハトムギ。

〔現代語訳〕

(注) 門冬・赤黍・薏苡を準備して、これで丸薬を作(つて服用させ)れば、女性に嫉妬心を起こさせなくする。

〔補〕

○ 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、門冬

・赤黍・薏苡為丸、令婦人不妬。」

○ 『太平御覽』八百四十二(百穀部・黍)「淮南萬畢術曰、取麦門冬・赤黍、漬以狐血、陰乾之、欲飲酒、取一丸置舌下、酒吞之、令人不酔。麦門冬・赤黍・薏苡以為丸、令婦人不妬。」

◇ 『和漢三才図会』一〇三(赤黍)では赤黍と薏苡仁を等分とし、門冬を含めない(平凡社東洋文庫『和漢三才図会』18・137頁)。

◇ 心を操作する呪術系。この系統の男女間におけるものとして七「赤布、戸の在れば、婦人流連す」、九「鵲の脳は人をして相思はしむ」、

三九「馬毛・犬尾は、親友(『医心方』は夫婦限定とする)して自ずから絶たしむ」、七九「髪を竈の前に埋むれば、婦安く夫家にあり」などがある。

九八

〔原文〕

取門冬・赤黍、漬以狐血、陰乾之。欲飲酒者、取一丸置舌、以含之。令人不酔。(宋本『意林』六。『太平御覽』七百三十六。又八百四十二引作「取門冬・赤黍、漬以狐血、陰乾之。飲酒取一丸置舌下、酒吞之。令人不酔。」與此小異。)

〔書き下し〕

(注) 門冬①・赤黍②を取りて、漬くるに狐血を以てし、之を陰乾す。酒を飲まんと欲する者は、一丸を取りて舌に置き、以て之を含む。人をして酔はざらしむ。

・宋本『意林』六。『太平御覽』七百三十六。又八百四十二は引きて「門冬・赤黍を取りて、漬くるに狐血を以てし、之を陰乾す。酒を飲むに一丸を取りて舌下に置き、酒もて之を呑む。人をして酔はざらしむ」と。此と小異あり。

〔注〕

① 麦門冬(ジャノヒゲ)の略称。

② もちきびで穂が熟すると赤色になる種のもの。

〔現代語訳〕

(注) 門冬・赤黍を準備して、それを狐の血に漬けてから陰干しする。酒を飲もうとする時に、それで作った丸薬を一粒舌の上のせておくと、酒に酔わなくさせる。

〔補〕

○ 『意林』六「取門冬・赤黍、漬以狐血、陰乾之。欲飲酒者、取一丸置舌下、以含之。令人不醉。」

○ 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、取門冬・赤黍、漬以狐血、陰乾之。欲飲酒者、取一丸置舌下、酒吞之。令人不醉。」

○ 『太平御覽』八百四十二(百穀部・黍)「淮南萬畢術曰、取麥門冬・赤黍、漬以狐血、陰乾之、欲飲酒、取一丸置舌下、酒吞之、令人不醉。麥門冬・赤黍・薏苡以為丸、令婦人不妬。」

◇ 九七・九八ともに『和漢三才図会』一〇三(赤黍)に記載があるが(平凡社東洋文庫『和漢三才図会』18・137頁)、いずれも『萬畢』を典拠としていない。

◇ 酒に酔ってはいけないう時の生活の知恵系であろうか。狐の血が薬材の一つとして使用される理由については不明。

九九

〔原文〕

二月上壬日、取道中土・井華水、和泥蠶屋四牖、則宜蠶神名苑

蠶。(『玉燭寶典』二月。按『御覽』五十二引『雜五行書』云「三月上壬、取土泥、塗屋四角、宜蠶吉。」『雜五行書』未知撰人。『隋』『唐』志、不著錄。然『春秋公羊』疏・『藝文類聚』『初學記』各書、屢引之。則是唐以前人所撰。觀其所云、當是淮南相傳之舊法也。)

〔書き下し〕

(注) 二月上壬の日、道中の土・井華水①を執りて、和して蠶屋②の四牖に泥すれば、則ち蠶に宜し。蠶神、名は苑③。

・『玉燭寶典』二月。按ずるに『御覽』七十四④、『雜五行書』を引きて云ふ「三月上壬、土泥を取り、屋の四角に塗れば⑤」、蠶に宜し。吉」と。『雜五行書』は未だ撰人を知らず。『隋』

『唐』志⑥は、著録せず。然れども『春秋公羊』疏・『芸文類聚』『初學記』の各書、屢しば之を引く。則ち是れ唐以前の人の撰する所なり。其の云ふ所を觀れば、當に是れ淮南相傳の旧法なるべし。

〔注〕

- ① 単に道の土と解してよいのか不明。この語は『玉燭寶典』にしか見られない。井華水は寅卯の間(午前四時から六時)に汲んだ井戸水のこと(李杲『食物本草』水類による)。
- ② 蠶を飼うための家。
- ③ 蠶神の名。「苑えん婦人」とも記される(『後漢書』札儀志注)。
- ④ 『太平御覽』五十二には当該の文は見当たらない。七十四の誤りとして改めた。

- ⑤ 『太平御覽』には「塗」字を欠く。
 ⑥ 『隋書』経籍志・『旧唐書』芸文志・『新唐書』経籍志をさす。

〔現代語訳〕

(注) 二月の最初の壬の日に、道の土と井華水を準備して、それらを混ぜ合わせた泥を蠶室の四つの窓に塗り固めて塞げば、カイコによい。カイコの神を菑さいんと云う。

〔補〕

- 『玉燭宝典』二月「淮南萬畢術云、二月上壬日、取道中土・井華水、和泥蠶屋四角則宜蠶。神名菑さい。」

○ 『太平御覽』七十四(地部・泥)「雜五行書曰、二月上壬、取土泥屋四角宜蠶。吉。」(四庫全書本は「宜」字を欠く。)

◇ 蠶室を一定の温度に保つための技法。(文)は養蚕に関する生活の知恵系であろう。葉德輝が指摘する三書について、『春秋公羊伝』については襄公九年疏に『五行書』として、『芸文類聚』については卷四(三月三日)・卷八五(豆)・卷八八(榆)・卷九四(羊)・卷九四(狗)・卷九五(鼠)に、『初学記』については卷二六(亥日)にそれぞれ見える。古くからの知恵であったと思われる。

一〇〇

〔原文〕

啄米至輒驚卻。故南人名爲駭雞也。得眞角一尺以上、刻以爲魚

而銜以入水、水常爲開方三尺。可以息氣水中。(『太平御覽』八百九十。『淮南萬畢術』「犀角駭狐」下連引。鮑刻引作『抱朴子』。下云「以其角爲叉道者、得毒藥以比攪之、皆生白沫。無復毒物、則無沫起也。」)

〔書き下し〕

(注) 米を啄み至れば、輒ち驚きて却く。故に南人は名づけて駭雞と爲すなり。眞角①一尺以上を得て、刻みて以て魚を爲りて銜えて以て水に入れば、水常に爲に方三尺を開く。以て水中に息氣すべし。

・『太平御覽』八百九十。『淮南萬畢術』は「犀角は狐を駭かす」の下に連引す。鮑刻は引きて『抱朴子』に作る②。下に云ふ「其の角を以て叉導③を爲す者は、毒藥を得て此れを以て之を攪まぜれば、皆白沫を生ず。復毒物なくんば、則ち沫の起るなきなり」と。

〔注〕

- ① 『抱朴子』登涉によれば、本物の犀の角の意となる。
 ② 『太平御覽』八百九十(中華書局影印版)では「抱朴子曰、通天犀角有自理如縦(音線)者、以盛米置群雞欲」が一行となっている。前の一行が「淮南萬畢術曰、犀角駭狐(犀角置狐穴、狐去不敢復居也)。」であり、次の一行が本条の引く「啄米至……」であることから、葉德輝の見た『太平御覽』がこの「抱朴子曰」の一行を欠いていたか、もしくは葉德輝自身がこの一行を見落

とした可能性が高い。

③ 原文は「又道」に作るが、『抱朴子』登渉により「又導」に改めた。又導は掻き混ぜ棒のこと。

〔現代語訳〕

(注) (鶏が) 米をついばむと、そのたびごとに驚いて退く。だから南方の人はこれを駭雞と名付けている。本物の(犀の)角の一尺以上あるものを手に入れて、それを刻んで魚の形にしたものを、口にくわえて水の中に入れて、常に自分の周り三尺分の水が自分を避ける。だから水中でも呼吸ができる。

〔補〕

○ 『太平御覽』八百九十(獸部・犀)

※左の引用では『太平御覽』の改行を踏襲させた。

淮南萬畢術曰、犀角駭狐。(犀角置狐穴、狐去不敢復居也。)

抱朴子曰、通天犀角白理如縊(音縁)者、以盛米置群雞欲

啄米至輒驚卻。故南人名爲駭雞也。得眞角一尺以上、刻

以爲魚而銜以入水、水常爲開方三尺。可以息氣水中。以

其角爲義導者、得毒藥以此攪之、皆生白沫。無復毒勢、則

無沫起也。通天犀所以能殺毒也。爲物食百草之毒、及衆

木棘歲一解角藏於山中人以木如其角代之犀木覺後

念輒復解。」

○ 『抱朴子』登渉「抱朴子曰、……得眞通天犀角三寸以上、刻以爲魚、而銜之以入水、水常爲人開、方三尺、可得氣息水中。又通天

犀角有一赤理如縊、有自本徹末、以角盛米置群雞中、雞欲啄之、未至數寸、即驚卻退。故南人或名通天犀爲駭雞犀。……以其角爲又導、毒藥爲湯、以此又導攪之、皆生白沫涌起、則了無復毒勢也。以攪無毒物、則無沫起也。」

◇ 葉德輝が見ていた『太平御覽』が判然としないのだが、本条は『萬畢術』のものとする根拠が薄く、葉德輝の誤りと考えてよからう。

一〇一

〔原文〕

南山牡荊、指病自癒。節不相當。有月暈時剋之。(『太平御覽』九百五十九。)

〔書き下し〕

(注) 南山①の牡荊②は、指せば病は自ずから癒ゆ。節の相当ならざるもの③もて、月暈④ある時に之を剋くす。

・『太平御覽』九百五十九。

〔注〕

① ここでは南方の山と解しておく。

② ニンジンボク。

③ ここでの「節」は小枝が生え出している所か。「節不相當」は節と節との間の長さが等しくないものと解した。

④ 月に薄い雲がかかっている時にできる光の輪のこと。

〔現代語訳〕

(注) 南方の山で生育した牡荊は、その枝で患部を指せば、自然と治癒する。節と節の間の長さが等しくない枝を用い、月暈が出てゐる時に行うとよく治る。

〔補〕

○ 『太平御覧』九百五十九(木部・荊)「淮南萬畢術曰、南山牡荊、指病自愈。節不相當。有月暈時剋之。」

◇ 他に『芸文類聚』八十九(木部・荊)に「又(広州記)曰く、白荊は堪へて履と為り、紫荊は堪へて床と為る。南牡荊は、病を指せば自ら愈ゆ。節の相当ならざる者もて、月暈の時に之を剋くし病を養ふ」とあり、『南方草木状』中に「又彼の境に牡荊あり。病を指せば自ら愈ゆ。節の相当ならざる者もて、月暈の時、之を剋して、病人の身と齊等とし、牀下に置く。危困と雖も亦愈ゆ」とある。いずれも『萬畢』の名は出てこないが、伝える内容は等しい。

◇ 呪術系医療。文章の内容から考えると、「南山牡荊、指病自愈。」が(文)で、「節不相當、有月暈時剋之。」が(注)に相当するようにも思える。

◇ 月暈は『農政全書』などに「月暈は風を主る」とあり、風病・風邪と関連する現象と考えられていた可能性が高い。また(荊の?)根や茎は風病の治療の薬材として用いられていることも、このこ

との一証となろう。

一〇二

〔原文〕

五月五日、取蝦蟆喉下有八字者、反縛陰乾。百日兢。作屑五綵囊盛、著頭上、縛則自解。(『玉燭寶典』五月。)

〔書き下し〕

(注) 五月五日、蝦蟆の喉の下に八字①ある者を取りて、反縛②して陰乾す。百日にして兢し。屑と作して五綵囊もて盛り、頭上に著くれば、縛則ち自ら解く。

・『玉燭寶典』五月。

〔注〕

① 『抱朴子』に見える用例から、「八」の字ではなく、八文字の意で解釈しておく。

② いわゆる後ろ手に縛るの類であろうか。両手両足を背の中の方で縛ると解しておく。

〔現代語訳〕

(注) 五月五日に喉のところに八文字の模様があるカエルを準備して、両手両足を背の中の方で芝って陰乾しする。百日たつと(乾燥して)固くなる。それを(砕いて)屑状にし、五色の袋の中に

入れる。それを頭の上につけておくと、縛られても自然に解けてしまう。

〔補〕

○『玉燭宝典』五月「淮南術亦云、五月五日、取蝦蟆喉下有八字者、反縛陰乾。百日競。作屑五綵囊盛、著頭上、縛則自解。」

◇方術系であろう。これに類するものとして、『抱朴子』仙薬に「肉芝とは、万歳の蟾蜍を謂ふ。頭上に角あり。頷下に丹書八字あり。体重し。五月五日の中時を以て之を取り、陰乾すること百日。其の左足を以て地に画けば即ち流水と為り、其の左手を身に帯びれば五兵を辟く。若し敵人の己を射る者あれば、弓弩の矢、皆反還して自らに向ふなり」とあり、雑応に「或は月蝕の時刻を以て、三千歳の蟾蜍の喉の下に八字ある者の血を以て、持する所の刃劍に書す」とある。いずれも五兵（五種類の武器、刀・弓矢・劍・弩・戟）を避けることのできる呪術の記述だが、喉の下に八文字の文様がある蟾蜍という点で共通する。一方、具体的な蟾蜍採取の期日や、薬材としての蟾蜍の使用法などについては相違が確認できる。本条は五兵そのものには言及しないが、その言う所は縄抜けの術であり、効能の方向性は『抱朴子』の記述と等しい。また、体のどこかに文字が記されている生物が特別な力を持っているという点では七二の「石朱方」とも繋がる。

一〇三

〔原文〕

五月十五日、取蟾蜍剥之、以血塗新布方圍尺。向東半。以布蒙頭、百鬼・牛羊・虎狼、皆來。坐視之勿動。須臾皆去。非止五日也。（『玉燭寶典』五月。）

〔書き下し〕

〔注〕五月十五日、蟾蜍を取りて之を剥ぎ、血を以て新布の方圍尺①なるに塗る。東に向ひて坐す②。布を以て頭を蒙へば、百鬼・牛羊・虎狼、皆來る。坐して之を視、動くことなかれ。須臾にして皆去る。止に五日のみに非ざるなり。
・『玉燭寶典』五月。

〔注〕

- ① とりあえず一尺四方の新しい布に、狐の血で円形を描く、と解釈しておく。
- ② 原文は「向東半」に作るが、意味が取れないので、「半」を「坐」に改めておく。

〔現代語訳〕

〔注〕五月十五日に、ヒキガエルを準備して皮をはぎ、その血を新しい一尺四方の布に円形に塗り、東向きに座る。先の布で頭を覆うと、多くの鬼や牛・羊・虎・狼など、すべてがやってくる。座ったままこれらを見つめ、動いてはならない。しばらくする

と、すべて去ってしまふ。これは五日のみだけではない。

〔補〕

○『玉燭宝典』五月「淮南萬畢術云、五月十五日、取蟾蜍剥之、以血塗新布方円一尺、向東半、以布蒙頭、百鬼・牛羊・虎狼、皆来。坐視之勿動。須臾皆去。非止五日也。」

◇呪術系であろうが、「方円尺」「東半」「非止五日」などが判然とず、さらに結局何を目的とする術なのか分からず、（文）が示す所を想定できない。

一〇四

〔原文〕

君室無故見蛇、君且去。蛇無故在林下上、君非其子。（『開元占經』一百二十。）

〔書き下し〕

（注）君室に故なくして蛇を見れば、君且に去らんとす。蛇故なくして林上〔①〕に在れば、君其の子を非まる。

・『開元占經』一百二十。

〔注〕

① 原文の「林下上」を『開元占經』により「林上」に改めた。

〔現代語訳〕

（注）君主の部屋に突然蛇が現れたら、その君主は去ることになるであろう。また蛇が突然ベッドの上に現れたら、その君主は太子を非難する（事態が生じる）であろう。

〔補〕

○『開元占經』一百二十（龍魚虫蛇占）「淮南萬畢術曰、君室無故見蛇、君且去。蛇無故在林上、君非其子。」

◇予兆系である。「君非其子」は多様な読みが可能である。とりあえず「非」を「誹」で読んでおいたが、「誹」で読む場合、「靡」で読む場合等も考えられる。「誹」の場合、現皇太子を排して新たな皇太子を立てるという意味になり、「靡」の場合、男子に恵まれないという意味になる。あるいは多様な解釈を許す占断であったという可能性もある。

◇二二の「死事を為さんとすれば、則ち蛇君室に鳴く。（蛇の故なくして君室に闖へば、後必ず争ひ立つ。小死せば小勝たず、大死せば大勝たず、小大皆に死せば皆に立たざるなり。）と同根のものと思われる。次の一〇五とともに、蛇に関する災異と考えてよい。出典もすべて『開元占經』卷二二〇（龍魚虫蛇占）である。『漢書』五行志（下の上）の皇極に君主の過失に対して起こる災異の一つに「龍蛇の孽」があるが、二二・一〇四・一〇五いずれも君主に関わる件が蛇という形で発現している点で一致している。

一〇五

〔原文〕

君失春政、則蒼蛇見於邑、即歲多禍。君失夏政、則赤蛇見、君失秋政、則白蛇見、君失冬政、則黑蛇見。〔開元占經〕一百二十。

〔書き下し〕

〔注〕君 春政を失へば、則ち蒼蛇 邑に見はれ、即ち歳に禍多し。

君 夏政を失へば、則ち赤蛇見はれ、君 秋政を失へば、則ち白蛇見はれ、君 冬政を失へば、則ち黒蛇見はる。

・『開元占經』一百二十。

〔現代語訳〕

〔注〕君主が春に行うべき政治を行わなかったら、蒼い蛇が村に現れ、その歳には災害が多い。君主が夏に行うべき政治を行わなかったら、赤い蛇が現れる。君主が秋に行うべき政治を行わなかったら、白い蛇が現れる。君主が冬に行うべき政治を行わなかったら、黒い蛇が現れる。

〔補〕

○ 『開元占經』一百二十（龍魚虫蛇占）「淮南萬畢術曰、君失春政、則蒼蛇見於邑、即歲多禍。君失夏政、則赤蛇見、君失秋政、則白蛇見、君失冬政、則黒蛇見。」

◇ 予兆系である。これに類するものとして、『京房易候占』（『開元占經』二六（獸占）所引）に「君 春政を失へば、則ち蒼狼 邑に入

り、君 秋政を失へば、則ち白狼 邑に入り、君 冬政を失へば、則ち黒狼 邑に見はる」とあり、『京房易妖占』（『太平御覽』一七（時

序部・四時）所引）に「海燕 自ら来れば、衆燕之に随ひ、穀登らず。春政を失へば、則ち蒼燕 邑に見はれ、民多く流亡す。夏政を失へば、則ち赤燕 邑に見はれ、秋政を失へば、則ち白燕 邑に見はれ、冬政を失へば、則ち黒燕 邑に見はる。皆 春占の如し」とある。同質の占いが蛇・狼・燕などのバリエーションをもつて為されている。

一〇六

〔原文〕

乾宰、一名鸚鵡。斷舌可使言語。〔藝文類聚〕九十一。按此條『類聚』屬鸚鵡部。與上卷鸚鵡各別。今鸚鵡嶺南有之。湘中尤易致蓄之。均能言語也。

〔書き下し〕

〔注〕乾宰〔①〕は一名鸚鵡。舌を断てば言語せしむべし。

・『芸文類聚』九十一。按ずるに此の條は『類聚』鸚鵡部に属す。上卷の鸚鵡〔②〕と各おの別なり。今鸚鵡は嶺南〔③〕に之あり。湘中〔④〕尤も之を蓄するを致し易し。均しく能く言語するなり。

〔注〕

- ① ハハツチヨウ。鸚鵡の異名。
- ② 第三二条。
- ③ 唐代の行政区画。現在の広東・広西・安南にあたる。
- ④ 湘水の中流域をさす。

〔現代語訳〕

(注) 乾宰は鸚鵡とも言う。舌を切断すると人語を話すようにさせることができる。

〔補〕

○ 『芸文類聚』九十一(鳥部・鸚鵡)「萬畢術曰、乾宰、一名鸚鵡。

断舌可使言語。」

◇ 博物系である。三二「寒臯は舌を断てば語言せしむべし。(寒臯を取りて其の舌を断てば、即ち語る。寒臯は一名鸚鵡。)」と類似するが、三二の鸚鵡(寒臯・鸚鵡)と本条の乾宰(鸚鵡)は別種。

一〇七

〔原文〕

以牡菊灰散池中、蛙盡死。〔太平御覽〕九百九十六。按『周禮』秋官蠃氏「掌去鼃黽。焚牡鞠以灰灑之則死。」「淮南術」即從此出也。)

〔書き下し〕

(注) 牡菊①の灰を以て池中に散ずれば、蛙尽く死す。

・『太平御覽』九百九十六。按ずるに『周礼』秋官蠃氏に「鼃黽②を去るを掌る。牡鞠を焚きて灰を以て之に灑げば則ち死す」と。『淮南術』は即ち此より出づるなり。

〔注〕

- ① 子のない菊のこと。
- ② 青蛙と蝦蟆。

〔現代語訳〕

(注) 牡菊の灰を池の中にかくと、その池の蛙はすべて死ぬ。

〔補〕

○ 『太平御覽』九百九十六(百卉部・菊)「淮南萬畢術曰、以牡菊灰散池中、蛙尽死。」

○ 『周礼』秋官蠃氏「蠃氏。掌去鼃黽。焚牡鞠以灰洒之則死。以其煙被之、則凡水虫無声。」

◇ カエルの駆除に関する生活の知恵系。『周礼』秋官蠃氏の鄭玄注には「齊魯の間に鼃を謂ひて蠃と為す。黽は耿黽なり。蠃と耿黽と尤も怒鳴す。人の耳に聒^{かまじ}しきが為に之を去るなり」とあり、騒音を除くための駆除であったことがわかる。

一〇八
〔原文〕

沙蝨一名蓬活、一名地脾。〔『太平御覽』九百五十。按張輯『廣雅』釋蟲「沙蝨、蝮蟻也。」王念孫『疏證』以蝮蟻爲蓬活轉聲。非也。蓬活猶言蓬顆。『漢書』賈山傳「曾不得蓬顆蔽冢而託葬焉。」注引臣瓚曰「蓬顆猶裸顆小冢也。」又引晉灼曰「東北人名土塊爲蓬顆。」沙蝨形小、故有蓬顆之名。顆活古字通用。『爾雅』釋魚「科斗活東。」『釋文』引舍人本作顆東也。『抱朴子』登涉篇「沙蝨新雨後及暑暮前、踐沙必著人。其大如毛髮之端。初著人便入其皮裏。其所在如芒刺之狀。小犯大痛。可以針挑取之。正赤如丹。著爪上行動。若不挑之、蟲鑽至骨便周旋走入身。其與射工相似皆殺人。」

〔書き下し〕

〔注〕沙蝨①は一名蓬活、一名地脾。

・『太平御覽』九百五十。按ずるに張輯『廣雅』釋虫に「沙蝨は蝮蟻②なり」と。王念孫『疏證』は、蝮蟻を以て蓬活の転声と爲す。非なり。蓬活は猶ほ蓬顆③と言ふがごとし。『漢書』賈山伝に「曾て蓬顆の冢を蔽ひて葬を託する④を得ず」と。注に臣瓚を引きて曰く「蓬顆は猶ほ顆を裸する小冢のこときなり」と。又晋灼を引きて曰く「東北の人は土塊を名づけて蓬顆と爲す」と。沙蝨は形小なるが故に蓬顆の名あり。顆活は古字通用す。『爾雅』釋魚に「科斗は活東なり」と。『釋文』舍人本を引きて顆東に作るなり。『抱朴子』登涉篇に「沙蝨は新雨の後及び暑暮の前に、沙を踐めば必ず人に著く。其

の大きさ毛髮の端の如し。初めて人に著くに便ち其の皮の裏に入る。其の在る所は芒刺⑤の状の如し。小しく犯すも大いに痛む。針を以て之を挑み取るべし。正赤なること丹の如し。爪の上に著くれば行動す。若し之に挑まざれば、虫鑽りて骨に至り便ち周旋して走り身に入る。其れ射工⑥と相似て皆人を殺す」と。

〔注〕

- ① ツツガムシ。ダニの一種。
- ② スナジラミ。
- ③ 土塊に蓬が生えること。
- ④ 墓參を依頼すること。
- ⑤ とげのこと。
- ⑥ イサゴムシ。

〔現代語訳〕

〔注〕沙蝨は蓬活とも言う。また地脾とも言う。

〔補〕

○ 『太平御覽』九百五十(蟲多部・沙蝨)「淮南萬畢術曰、沙蝨一名蓬活、一名地脾。」

○ 『廣雅』釋虫「沙蝨、蝮蟻也。」

王念孫『廣雅疏證』「又引淮南萬畢云、沙蝨一名蓬活、一名地脾。蓬活即蝮蟻之転声也。蝮蟻之言便旋也。」

○『漢書』賈山伝「為葬葬之侈至於此、使其後世、曾不得蓬顆蔽冢而託葬焉。(臣瓚曰、蓬顆猶裸顆小冢也。晋灼曰、東北人名土塊為蓬顆。)」

○『爾雅』釋魚「科斗、活東。」

○『釋文』「活東(如字。謝施音活。舍人本作顆東。)」

○『抱朴子』登涉篇「又有沙蝨。水陸皆有。其新雨後及暑暮前、跋涉必著人。唯烈日草燥時、差稀耳。其大如毛髮之端。初著人便入其皮裏。其所在如芒刺之狀。小犯大痛。可以針挑取之。正赤如丹。著爪上行動也。若不挑之、虫鑽至骨、便周旋走入身。其与射工相似。皆殺人。」

◇(注)の「一名……」という形は三一「寒皋は一名鸚鵡。」及び六〇「青蚨、一名は魚伯。或は蒲蝨と曰ふ。」に見える。これから推せば、本条は沙蝨にまつわる博物系であろう。

一〇九

〔原文〕

昔者、牛哀病七日、化而爲虎。其兄啓戸而入、虎搏而殺之。方其爲虎、不知其嘗爲人也。方其爲人、不知其且爲虎也。(『太平御覽』八百九十一。按此條本『淮南鴻烈解』椒真訓文。『御覽』與「燒角入山」一條連引、此稱「又曰」。下文引「虎嘯則谷風生」一條。故知此亦『萬畢術』也。)

〔書き下し〕

(注) 昔者、牛哀は病むこと七日、化して虎と爲る。其の兄戸を啓

きて入るに、虎搏ちて之を殺す。方に其の虎たるや、其の嘗て人たるを知らざるなり。方に其の人たるや、其の且に虎たるを知らざるなり。

・『太平御覽』八百九十一。按ずるに此の條は『淮南鴻烈解』椒真訓の文に本づくなり。『御覽』は「燒角入山」の一條と連引し、此れ「又曰」と稱す。下文に「虎嘯則谷風生」の一條を引く。故に此も亦『萬畢術』なるを知るなり。

〔現代語訳〕

(注) 昔、牛哀は病に伏すこと七日後、虎に変化した。彼の兄が扉を開いて部屋に入ると、(もと牛哀の)虎は兄を打ち殺してしまつた。虎になつてしまつた牛哀は、かつて自分が人間だつたこととはもうわからなかつた。また人である時には、自分が虎であつたことがわからなかつた。

〔補〕

○『太平御覽』八百九十一(獸部・虎上)「又(淮南萬畢術)曰、昔者、牛哀病七日、化而爲虎。其兄啓戸而入、虎搏而殺之。方其爲虎、不知其嘗爲人也。方其爲人、不知其且爲虎也。」

○『淮南子』椒真訓「昔公牛哀軫病也、七日化爲虎。其兄掩戸而入覘之、則虎搏而殺之。是故文章成獸、爪牙移易、志与心變、神与形化。方其爲虎也、不知其嘗爲人也。方其爲人也、不知其且爲虎也。」

◇『博物志』二に「江陵に猛人あり。能く化して虎と爲る。俗に又

化して人と為ると曰ふ。好んで紫葛衣を著け、足に踵なし」(『太平御覽』八八八・八九二所引)とある。

◇「化」の思想の系統。

◇ 本条は取り扱いが難しい。葉德輝が指摘するように、本条は三八「角を焼きて山に入れば、則ち虎豹 自ずから遠ざかる」と七七「虎嘯けば則ち谷風生ず」にはさまれて『太平御覽』八九一に収められているが、仮に本条が『萬畢』の注だとした場合、同文が倣真訓に見えることをどう考えればよいのだろうか。『萬畢』の(注)を倣真訓が引用したとは考え難い(自注ならばその可能性もなくはないが)ので、『萬畢』の注釈者が倣真訓を引用した、或いは共通の話題を双方が取り入れた、という所であろうか。本説話は『論衡』無形篇にも記述が見えることから、当時人口に膾炙していた可能性もある。いずれにせよ本条も(注)であるので、「化」の思想に関わる(文)があつたことは想定される。

一一〇

〔原文〕

七月七日、午時、取生瓜葉七枚、直入北堂中、向南立、以拭面
 鬢、即當滅矣。(『太平御覽』三十七引作『淮南子』、今『淮南』無此文。按其文義、當是『萬畢術』。)

〔書き下し〕

(注) 七月七日、午の時、生瓜の葉七枚を取りて、直ちに北堂中に入り、南に向ひて立ち、以て面の鬢〔①〕を拭へば、即ち當に滅すべし。

・『太平御覽』三十一〔②〕は引きて『淮南子』に作るも、今の『淮南』に此の文なし。其の文義を按ずるに、當に是れ『萬畢術』なるべし。

〔注〕

① 『歳時広記』は「鬢」を「鬘(うなされる)」に作るが、上に「面の」とあるので、「鬢(えくぼ)」と解しておく。

② 原文は「三十七」に作るが、当該巻には本条はない。「三十一」に改めた。

〔現代語訳〕

(注) 七月七日の午の刻に取ったばかりの瓜の葉七枚を準備して、すぐに北堂の中に入って南向きに立ち、その瓜の葉で顔のえくぼを拭えば、すぐにえくぼは消える。

〔補〕

○ 『太平御覽』三十一(時序部・七月七日)「淮南子曰、七月七日、午時、取生瓜葉七枚、直入北堂中、向南立、以拭面鬢、即當滅矣。」
 ◇ 期日指定・方角指定であることから、えくぼ治療のための呪術系であろう。(文)は「瓜葉は鬢を滅す」といったものであるうか。

一一一

〔原文〕

朮草者、山之精也。結陰陽之精氣。服之令人絶穀致神仙。〔藝文類聚〕八十一。按『類聚』引『異術』。異即畢之譌。上又脱萬字。此與八十二引『異術』曰「萬年血為萍」誤正同。

〔書き下し〕

(注) 朮草①は山の精なり。陰陽の精氣を結ぶ。之を服せば人をして穀を絶ちて②神仙に致さしむ。

・『藝文類聚』八十一。按ずるに『類聚』は引きて『異術』③とす。異は即ち畢の譌なり。上に又「萬」字を脱す。此れ八十二に『異術』を引きて「萬年の血は萍と為る」と曰ふの誤と正に同じ。

〔注〕

① オケラ。ウケラ。

② 養生術の一つ辟穀をさす。

③ 本書についての詳細は不明。主立った類書でも本書を引くのは『藝文類聚』の本条のみで、あとは四庫全書本の『太平御覽』九三二に「淮南萬異術」として引かれるぐらいである(『北堂書鈔』『初学記』『白孔六帖』『開元占経』には引かれない)。誤植の世界にのみ存在する書物の可能性もある。

〔現代語訳〕

(注) 朮草は山の精であり、陰陽の精氣が結実したものである。これを服用すれば、辟穀して神仙になれる。

〔補〕

○ 『藝文類聚』八十一(薬香草部・朮)「異術曰、朮草者、山之精也。結陰陽之精氣。服之令人、長生絶穀、致神仙。」

○ 『藝文類聚』八十二(薬香草部・萍)「異術曰、万年血為萍。」

◇ (文) は朮草を薬材とした仙薬系であろう。注目すべきは、朮草そのものが仙薬的效果を持っているのではなく、仙人へ至る修養方である辟穀の効果を上げるような書き方が為されていることであらう。ただし「朮」を登仙と結びつける記述は多く、『列仙伝』の涓子には「涓子は齐人なり。好みて朮を餌し、其の精を接食す。三百年に至りて、……」とあり、『神仙伝』の陳子皇には「陳子皇は朮を餌するの要方を得、之を服して仙去するを得」とある。

◇ 葉德輝が示す『藝文類聚』八二の「異術曰、万年血為萍。」は、四九「老血は萍と為る(血の精を聚むれば黄泉に至る)。」では『初学記』二七・『太平御覧』一〇〇〇を典故として示しており、そこでは「淮南萬畢術曰」と記されている。葉德輝が言うように表記ミスの可能性もないではないが、『異術』が『萬畢』を引いたと見る方が一般的なのではあるまいか。ちなみに『淵鑑類函』三九七(朮)は「萬畢術曰」として、『佩文齋群芳譜』九一二(朮)は「淮南畢萬術」として本条を引く。また「異術」という書名が『証類本草』では卷三に「鴻宝萬異術云」として五条を、卷六に「異術」として本条を引く。

一一二

〔原文〕

桑木者箕星之精。神木。蟲食之爲文章、人食之老翁爲小童。〔藝文類聚〕八十八。按此文與上一事相同。『類聚』引作『典術』。即『異術』之誤。因畢而誤異、因異而誤典。展轉沿譌。皆『萬畢術』文也。〔書き下し〕

〔注〕桑木は箕星①の精。神木なり。虫之を食へば文章を爲し②、人之を食へば老翁も小童と爲る。

・『藝文類聚』八十八。按ずるに此の文は上の一事と相同じ。『類聚』は引きて『典術』③に作る。即ち『異術』の誤まりなり。畢に因りて異に誤り、異に因りて典に誤る。展轉して沿譌す。皆『萬畢術』の文なり。

〔注〕

① 二十八宿の一つ。

② 蠶が桑の葉を食べた跡が、文字を記したように見えることから、それを蠶のメッセージと見る考えを示すか。単なる文様とは考えづらいので、このような占いがあるのではないかと思われるが、現在の所は未見。

③ 『典術』は『隋書』經籍志(子・医方)に見え、宋の建平王劉宏撰。一一〇卷。

〔現代語訳〕

(注) 桑の木は箕星の精である。神木である。蠶が桑(の葉)を食べればそこに文章を記し、人間が桑(の葉)を食べれば老人も子供に若返る。

子供に若返る。

〔補〕

○ 『藝文類聚』八十八(木部・桑)「典術曰、桑木者、箕星之精神。木虫食葉、爲文章。人食之、老翁爲小童。」

◇ (文) は桑を薬材とした仙薬系であろう。

◇ 本条以下は『典術』からの引用となるが、類書には『典術』からの引用が多くあり、葉德輝もそれは見ていたはずである。葉德輝が数多い『典術』からの引用の中から、どういう基準で本条以下の五条を『萬畢術』の誤記と認定したのが不明である。たとえば、「天文冬を服食せば瘰を治し、百病を除く」(『太平御覽』七四〇・疾病部・瘰)、「天地の宝は中極に藏す。命じて雌黄と曰ふ。雌黄は千年にして化して雄黄と爲り、雄黄は千年にして化して黄金と爲る」(『太平御覽』九八八・薬部・雌黄)などは本条以下の五条と比較した場合、『萬畢術』にあってもおかしくない内容と思われるが、葉德輝の選からは漏れている。

一一三

〔原文〕

桃者五木之精也。故壓伏邪氣制百鬼。故今人作桃符著門上、壓邪氣。此仙木也。〔藝文類聚』八十六引『典術』。

〔書き下し〕

(注) 桃は五木①の精なり。故に邪気を圧伏し百鬼を制す。故に今人は桃符を作りて門上に著け、邪気を圧す。此れ仙木なり。
・『芸文類聚』八十六の引きし『典術』。

〔注〕

① 何を以て五木とするかは諸説あるが、桃を含むものとしては槐・柳・桃・桑・構、或いは梅・桃・柳・桑・杉などの説がある。『玉燭宝典』一は本条を「桃者五行之精」に作る。

〔現代語訳〕

(注) 桃は五木の精である。だから邪気を抑え、あらゆる鬼を制する。それで今の人々は桃の木で作った護符を門の上にかけて、(宅中)に入るうとする。邪気を抑えるのである。桃は仙木である。

〔補〕

○ 『芸文類聚』八十六(菓部・桃)「典術曰、桃者五木之精也。今人作桃符著門上、压邪氣。此仙木也。」

◇ (文) は桃を薬材とした仙薬系であろう。葉德輝は本『典術』を『萬畢』の誤りとするが、『芸文類聚』八六の「桃」には「淮南萬畢術曰」として、四八の「孤桃の枝の券は雞をして夜鳴かしむ。」も掲載されており、疑問が残る。

一一四

〔原文〕

杏者東方歳星之精也。(『藝文類聚』八十七引『典術』)
〔書き下し〕

(注) 杏は東方歳星①の精なり。
・『芸文類聚』八十七の引きし『典術』。

〔注〕

① 木星をさす。五星(歳星・熒惑・鎮星・太白・辰星)の一つ。東方の神とされる(『淮南子』天文訓)。

〔現代語訳〕

(注) 杏は東方の木星の精である。

〔補〕

○ 『芸文類聚』八十七(菓部・杏)「典術曰、杏者東方歳星之精也。」
◇ (文) は杏を薬材とした仙薬系であろうか。記述が断片的で判断できない。

一一五

〔原文〕

女貞木者少陰之精也。冬葉不落。(『藝文類聚』八十九。)

〔書き下し〕

(注) 女貞木①は少陰②の精なり。冬に葉落ちず。
・『芸文類聚』八十九。

〔注〕

① ネズミモチ。

② 易の四象（陰陽の四つの形。老陽・少陽・老陰・少陰）の一つ。

〔現代語訳〕

(注) 女貞木は少陰の精である。だから冬になっても葉が落ちない。

〔補〕

○ 『芸文類聚』八十九（木部・女貞）「典術曰、女貞木者少陰之精、冬葉不落。」

◇ (文) は女貞木を薬材とした仙薬系であろう。女貞木の冬になっても葉が落ちないと謂う常緑性から、不老不死を効能とする仙薬が想定される。

一一六

〔原文〕

餌桃膠十五日後、夜半時視北斗魁、内當有神人。見可飲玉漿。

(原本『北堂書鈔』百四十四引『典術』。『太平御覽』八百六十一亦作『典術』。)

〔書き下し〕

(注) 桃膠①を餌すること十五日後、夜半時に北斗魁②を視れば、内に當に神人あるべし。見れば玉漿③を飲むべし。

・原『北堂書鈔』百四十四の引きし『典術』に本づく。『太平御覽』八百六十一も亦『典術』に作る。

〔注〕

① 『本草綱目』

② 北斗七星の第一星から第四星（枢・璇・璣・權）までの部分（柄杓の掬部）のこと。

③ 玉石から出る液。玉液・玉泉ともいう。

〔現代語訳〕

(注) 桃の膠を十五日間食した上で、夜半に北斗七星の一つ魁星を見れば、神人が出現する。神人に会えれば、(神人が持つ) 玉漿を飲むことができる。

〔補〕

○ 『北堂書鈔』百四十四（酒食部・漿篇）「典術、餌桃膠十五日後、夜半時視北斗魁、内當有神人。見可飲玉漿。」

○ 『太平御覽』八百六十一（飲食部・漿）「典術曰、餌桃膠五十日後、飲玉漿。」

◇ (文) は桃膠或いは玉漿を薬材とした仙薬系であろう。玉漿を飲んだ場合の効能は既に七一に示してあったように、仙人になれる

ことである。本(注)では北斗七星の掬部に現れた神人と玉漿の關係が判然としないが、現代語訳では十五日に渡る桃膠の上に現れた神人から与えられたものとした。仮にそうだとすれば、仙菓は与えられるものという古い形式のもの(仙菓は作るものという考え方を新しい形式とした場合)となる。

以上無有注無文

淮南萬畢術跋

〔原文〕

伯兄恆謂、「輯古佚書當注明槧刻。」此誠引書良法也。元明人刻叢書往往稗販、節引不言出處。近人則精益求精、至并其卷數亦載明之。惟槧本異同槧未之錄。讀者或取原書校刊反滋疑竇也。

如此書「桐木成雲」條、初据大字本『藝文類聚』無注。而『太平御覽』引之。後据小字本有注、附于本文之下。不知大字本何以刪去。設無小字本則其文如無註矣。

明刻『太平御覽』「燒木賣木賣酒人民自聚」條、鮑刻無「賣木」二字。「以秋冬雜黍置溝中即生蟻螿也」條、鮑刻無「置溝」二字。「夜燒雄黃水蟲成對來」條、鮑本「對來」二字作「列」字。

又如宋本『意林』第六卷。乃『蔣氏別下齋』据影宋鈔本傳刊而聚珍本無之。此槧本之大相逕庭者、至『經史證類本草』宋時有『大觀官修本』、有『政和重修本』。『政和本』、每物後均附蘇頌『圖經』爲『大觀本』所無。

若非注明不能攷其來歷也。

伯兄初輯是書、引用各書皆冠以槧本、後以文繁去之。今刻成思用前例不能追。改因命予述明斯愷以爲之跋。且以示來者、輯佚書之法云。

光緒二十年。甲午歲。冬十月。同懷弟德炯謹跋。

〔書き下し〕

伯兄恆に謂ふ「古佚書を輯むるには當に槧刻①を注明②すべし」と。此れ誠に書を引くの良法なり。元明人の叢書を刻するは、往往

にして稗販③にして、節ごとに引くに出処を言はず。近人は則ち精にして益ます精を求め、其の巻数すら④も亦載せて之を明らかにするに至る。惟だ槧本の異同は概ね未だ之を録せず。読者或は原書を取りて校刊すれば、反つて滋ます疑竇せしむるなり。

此の書の如きは、「桐木成雲」の條⑤は、初め大字本『芸文類聚』⑥に据るに注なし。而れども『太平御覽』は之を引く。後に小字本⑦に据れば注ありて、本文の下に附す。大字本の何を以て刪去せしかを知らず。設し小字本なくんば、則ち其の文註なきが如し。

明刻『太平御覽』⑧の「焼木賣木賣酒人民自聚」の條⑨は、鮑刻⑩は「賣木」の二字なし。「以秋冬雜黍置溝中即生蟻螯也」の條⑪は、鮑刻は「置溝」の二字なし。「夜焼雄黄水虫成对来」の條⑫は、鮑本は「对来」の二字を一「列」の字に作る。

又宋本『意林』第六卷⑬の如きは、乃ち『蒋氏别下齋』⑭『影宋鈔本の伝刊に据る。而るに聚珍本⑮は之なし。此れ槧本の大きいに相逕庭⑯する者なり。

『經史証類本草』に至りては、宋の時に『大観官修本』⑰あり、『政和重修本』⑱あり。『政和本』は物の後毎に均しく蘇頌の『図経』⑲を附す。『大観本』のなき所を為す。

若し注明非ずんば、其の来歴を攷ふるあたはざるなり。

伯兄の初め是の書を輯するや、各書を引用するに皆冠するに槧本を以てするも、後に文の繁なるを以て之を去る。今刻成りて前例を用いんと思ふも、追ひ改むるあたはず。因りて予に命じて斯の旨を述明して之が跋を為らしむ。且に以て来る者⑳に輯佚書の法を示さんとす、と云ふ。

光緒二十年。甲午歲。冬十月。同懷弟德炯謹んで跋す。

〔注〕

- ① ここでは版本の意。
- ② 詳細に記入すること。また詳細な記入。
- ③ ここでは小さな版元をさす。
- ④ 「并」字を「す」の意で読んでいる。
- ⑤ 葉德輝本の第一条。
- ⑥ 明・万曆十五年（一五八七）の王元貞による刊本のこと。
- ⑦ 明・嘉靖二八年（一五四九）の張松による刊本のこと。
- ⑧ 明代の刊本であろうが、詳細は不明。
- ⑨ 葉德輝本の第十四条。
- ⑩ 清・嘉慶十二年（一八〇七）の鮑崇城刊本のこと。
- ⑪ 葉德輝本の第五十九条。
- ⑫ 葉德輝本の第六十三条。
- ⑬ 原本は「弟」に作るが意味の上から「第」に改めた。
- ⑭ 清・蒋光煦輯。その『涉聞梓舊』の中の『輯補陽録』に『意林逸文』一卷がある。
- ⑮ 乾隆年間に館閣の諸公が天一閣本によつて校訂したもの。
- ⑯ 甚だしい相違があること。
- ⑰ 『經史証類大観本草』のこと。唐・慎微の『經史証類備原本』三十一卷・目錄一卷を原本として、大観二年（一一〇八）、艾晟が増訂を施して刊行した。
- ⑱ 『重修政和經史証類備原本』のこと。政和六年（一一一四）、

徽宗の許しを受けて曹孝忠らが『大観本草』を校正し刊行した。

- ⑬ 宋・蘇頌らが仁宗の勅により嘉祐七年(一〇六二)に撰した『図經本草』のこと。

⑭ 後世の学者を指す。

〔現代語訳〕

伯兄はいつも「古佚書を輯める時には、版本を明らかにせねばならない」と言っていた。これは本当に古佚書を引用する時の良法である。元や明の人々が叢書を出版する時は、往往にして小さな版元に依ることが多く、節ごとに引用する時にその出典を明言しない。それに対して最近の人々は詳細であることを求めることこの上なく、その巻数すらも掲載するようになった。ただ版本の異同は(今でも)これを記録しないことが多い。したがって読者が原典に当たってこれを確かめようとすれば、かえって疑心を懐かせることになってしまう。

本書に関して言えば、「桐木成雲」の条は、まず大字本『芸文類聚』には注が記載されていない。ところが『太平御覧』は注を記載している。後の小字本『芸文類聚』には注が引かれ、本文の下に附されている。大字本『芸文類聚』がどういう理由で注を削除してしまったのかはわからない。もし小字本『芸文類聚』がなければ、注はないままになってしまっていた。

明刻の『太平御覧』について見てみると、「焼木賣木賣酒人民自聚」の条には、鮑刻は「賣木」の二字がなく、「以秋冬雜黍置溝中即生蟻蟻也」の条には、鮑刻は「置溝」の二字がなく、「夜焼雄黄水虫成対

来」の条には、鮑本は「対来」の二字を「列」の一字に作っている。

また宋本『意林』第六卷については、これは蔣氏別下齋の影宋鈔本の伝刊によっている。ところが聚珍本『意林』には第六卷はない。これなどは刊本によつて大きな相違がある例である。

『經史証類本草』に至つては、宋の時に大観官修本があり、政和重修本があった。政和本は項目の後に常に蘇頌の『図經』を附している。これなどは大観本にはないものである。

もしこのような詳細な記述をななければ、刊本の来歴を考へることもできないのである。

伯兄が当初この書を編集するにあたり、それぞれの書物を引用する際にはすべて刊本についても付記していたのだが、後に文章が煩雑になってしまったので取り去つてしまった。今、本書が完成して、その刊本を記した付記を再び記載しようとも思ったが、さかのぼつて改めることができなかった。そこで兄は私に命じて本書の趣旨を述べ明らかにさせようと、私に本書の跋文を書かせたのである。そして後学のものに佚集書を編む場合の方法を示そうとしたのである、と言う。

光緒二十年(一八九四) 甲午歳 冬十月 同懐の弟 徳炯 謹んで跋す。

※講読出席者(平成二四年〜二六年)

韋佳 高田哲治 藤田衛 本間貴博 秋葉不比等
日下理 望月勇希 熊奕滋